

おおいた国東つうはん “送料無料”継続中です！

問 活力創生課 産業創出係 ☎72-5183



「おおいた国東つうはん」は、市の特産品を中心にえりすぐりの商品を産地直送でお届けする通信販売サイトです。

今年3月末までとしていた**送料無料キャンペーンを1年間延長**します（令和5年3月末まで。確保している送料予算が予定より早く消費される場合は、予定より早くキャンペーンを終了する場合があります）。この機会に、遠くに住むお子さんやご親戚の方に、ふるさとの国東の特産品をお届けしてみませんか。コロナ禍で打撃を受けている市内の事業者・生産者を応援するため、ぜひご利用ください。

おおいた国東つうはん
https://kunisaki-tuuhan.com/
ご注文はフリーダイヤル



☎0120-556-393（国東市観光協会 物産事業部）まで

5月は「消費者月間」です 消費生活出張相談を 開催します

問 国東市消費生活センター（活力創生課内）
☎72-5183

消費者月間統一テーマ

考えよう！大人になるとできること、気を付けること
～18歳から大人に～

消費生活出張相談を開催します（予約制）

相談員が各町に出向き、事業者との間に生じた消費生活上のトラブルについて、解決のための助言や情報提供を行います（無料・秘密厳守）。国東市消費生活センターまで、お気軽にご相談ください（前日までに要予約）。今後、市報「相談」コーナーの中でもご案内していきます。
相談例：クーリングオフをしたい、身に覚えのないハガキが届いた、借金の返済など。



地区	日時	場所
国見	6月20日(月) 午後1時～3時	みんなんかん
武蔵	7月25日(月) 午前10時～正午	武蔵総合支所
安岐	8月22日(月) 午前10時～正午	安岐総合支所

※国東市消費生活センター（活力創生課内）では随時相談をお受けしています。

風しんの 無料クーポン券で 検査を受けましょう

問 医療保健課 地域医療係 ☎73-2450



対象者にクーポン券を送付しています

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、クーポン券による風しんの抗体価検査と予防接種を実施しています。検査をして抗体がない方は、無料で予防接種が受けられます。

対象の方には風しんクーポン券を送付しています。転入された方などでクーポン券がない方は、医療保健課で申請できます（電話でも可）。この機会にクーポン券を活用して、ぜひ検査を受けてください。

薪作り教室を開催します

申・問 林業水産課 林業係 ☎72-5198

自宅などで薪を利用する方を対象に「薪作り教室」を開催します。教室に参加した方には参加証明書を交付します。この証明書は薪ストーブ・薪割り機の補助金申請に必要です。

日 時
6/18(土)、9/17(土)、
12/17(土)
午前9時～正午

会 場
国東森林組合
(国東町小原)

対象者 市内在住者

参加料 無料

定 員 各10名

申込期限 各開催日の10日前まで



住宅の耐震化、 危険ブロック塀などの除去に 補助制度があります

申・問 財政課 財産管理係 ☎72-5165

①住宅の耐震化に対する補助

昭和56年5月以前に着工された木造住宅は、大地震が発生した際、倒壊の危険性が高いとされています。市では、木造住宅の耐震化に対して費用の一部を補助します。



耐震診断

診断士がお宅に訪問し、住まいの耐震性を正確に診断します。

補助対象 昭和56年5月31日以前に建てた木造住宅

補助金額 全額補助（審査手数料として5,500円が必要）
※住宅の状況によっては別途費用がかかる場合があります。

申請期限 令和4年12月末

耐震改修

耐震診断により、改修が必要になった木造住宅を改修する場合に、その工事にかかる費用の一部を補助します。

補助対象 耐震診断の結果、基準を満たさなかったもの
補助金額 経費の3分の2以内（上限80万円）

ただし、次のいずれかの場合は、上限100万円
・床面積の合計が180㎡以上
・昭和34年以前に建築された住宅
・診断の評点が1階2階とも0.4未満
・所有者が65歳以上（所得制限あり）

申請期限 令和4年12月末（工事完了期限は令和5年1月末）

【代理受領制度の活用で初期費用を抑えられます】

代理受領制度とは、補助金の受取を事業者に委任し、自己負担分のみを事業者に支払うことができる制度です。初期費用を抑えられますので、ご利用ください。

【耐震アドバイザー派遣制度をご利用ください】

木造住宅耐震診断士が自宅に訪問し、無料で耐震診断に関する相談に応じます。大分県建築士事務所協会（☎097-537-7600）にお申し込みください。

②危険ブロック塀などの除去に対する補助

地震発生時にブロック塀などの倒壊が多発しています。ブロック塀などの倒壊で通行人などに危害を加えてしまうことがあります。塀の安全を確保することは、所有者の責務です。市では、危険なブロック塀などの除去に要する費用の一部を補助します。

補助対象 コンクリートブロック造、れんが造、石造、その他組積造による塀

補助要件 次の要件をすべて満たし、国東市が危険であると確認したもの

- ・道路に面するもの
- ・高さ1m以上のもの（道路地盤面から1m以上）
- ・ひび割れまたは傾きが認められるもの

補助金額 除去費用の2分の1以内（上限10万円）

申請期限 令和4年12月末（工事完了期限は令和5年1月末）

補助に関する注意事項

上記①②の補助制度は、ともに事前申請が必要です。また、別途詳細な要件がありますので、詳しくは財政課財産管理係までお問い合わせください。